

釣り人、遊漁船業者、
プレジャーボート等を運航する皆様へ

令和8年
4月から

くろまぐろ釣りに 届出制を導入!!



下潜 撮 沖縄さかな園
能 (沖縄タイムス社)

くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的とした遊漁については、**令和8年4月から広域漁業調整委員会指示**に基づき届出制が開始されます。
定められた期間内にシステム（インターネット/LINE）から申請を行ってください。

遊漁者

届出対象：くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする**全ての遊漁者**
受付期間：令和8年1月1日から最初にくろまぐろ（大型魚）を
採捕しようとする日の1営業日前まで

遊漁船業者

届出対象：くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として
遊漁者を漁場に案内しようとする**全ての遊漁船業者**
受付期間：令和8年1月1日から**令和8年3月20日**まで

プレジャーボート等
運航者

届出対象：くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として
(1)遊漁者を漁場に案内しようとする
(2)自ら漁場に赴こうとする
全てのプレジャーボート等の船舶運航者
受付期間：令和8年1月1日から**令和8年3月20日**まで

なお、届出をせずにくろまぐろを採捕したこと等が確認された場合は、農林水産大臣から広域漁業調整委員会指示に従うべき旨の命令(裏付命令)が発出されます。当該命令に従わない場合は、漁業法第191条に基づき、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が適用されます。



水産庁

クロマグロ 遊漁

検索

【お問合せ先】水産庁管理調整課 沿岸・遊漁室
TEL：03-3502-8111（内線6705）



届出制の詳細は
こちら

釣り人、遊漁船業者、
プレジャーボート等を運航する皆様へ

令和8年4月から新ルール

くろまぐろ釣りに届出制導入



下瀬環 沖縄さかな図鑑
(沖縄タイムス社)

届出対象・届出期間

- ① 遊漁者（釣り人）：最初にくろまぐろを採捕しようとする日の1営業日前まで
- ② 遊漁船業者：令和8年1月1日から令和8年3月20日まで
- ③ 遊漁船以外の船舶を運航する者：令和8年1月1日から令和8年3月20日まで



広域漁業調整委員会指示に基づく届出をせずにくろまぐろを採捕したこと等が確認された場合は、この指示に従うべき旨の命令（裏付命令）が発出され、この命令に従わない場合には、罰則（1年以下の拘禁又は50万円以下の罰金）が適用されます。

▲届出はシステムから可能です。詳しくは[こちら](#)。